

弁護士からの検事採用選考要領

日本弁護士連合会の協力により、弁護士を検事に採用するための選考要領は、次のとおりとする。

1 選考を受けることができる者

弁護士経験が概ね3年ないし15年程度の者であって、検事として少なくとも3年程度は勤務し得る者

2 俸給

法曹としての経験年数を考慮して決定する。

3 受入れ部署等

受入れ部署は、地方検察庁（支部を含む。）のほか、適材が得られる場合は、法務本省内部部局をも対象とする。

初任地は、本人の希望、家族の状況、受入部署の充員状況等を考慮して決定し、その後は同期の検事の例に準じて異動を行う。

4 採用手続

(1) 申込書類を法務省大臣官房人事課に、直接又は日本弁護士連合会を經由して提出する。

(2) 申込受付期間・・・随時

(3) 申込書類

ア 検事採用願

イ 履歴書

ウ 弁護士登録期間を証明する証明書

エ 面接票

オ 同伴家族届

カ 戸籍謄本又は抄本

キ 写真（2枚）

ク 法科大学院成績証明書（新司法試験合格者からの任官希望者のみ）

ケ 司法修習の成績（実務修習，後期修習，考試）

(4) 選考方法

ア 上記申込書類の審査

イ 欠格事由についての身上調査

ウ 健康診断

エ 面接による考査（人物及び専門的素養について行う。）